

こどもプログラミング教室
「Scratch(スクラッチ)を使ってプ
ログラミングする」

主所三鷹市シルバー人材センター

日①入門コース＝10月8日(祝)～29日の
毎週月曜日、②スクラッチクラブ＝10
月9日～30日の毎週火曜日、いずれも
午後4時30分～6時(全4回)

人小学3～6年生、各8人
※②はスクラッチ経験者。

¥6,000円(教材代を含む)

物USBメモリー、筆記用具

申9月24日(休)(必着)までに往復はがき
で必要事項(15面参照)、①はパソコン
使用経験の有無を「〒181-0004新川
6-35-16三鷹市シルバー人材センター」
へ(申込多数の場合は抽選)

問同センター☎48-6721

あそびとおしゃべりの会(10月)

日所10日＝牟礼コミュニティセンター、
10・24日＝井の頭コミュニティセンター・
井口コミュニティセンター、17・24日
＝新川中原コミュニティセンター・大沢
コミュニティセンター、いずれも水曜日
午前10時30分～正午

人年少までのお子さんと保護者

申当日会場へ

問すくすくひろば☎45-7710

市立小・中学校教育研究会の
授業公開

公立学校教員による、研究授業、実
技研修会、指導案検討など。

日10月10日(水)午後

所市立小・中学校(研究部会により異なる)
※詳しくは10月5日(金)以降に市ホーム
ページへ。

物室内履き

申当日会場へ

問指導課☎内線3243

丸池の里で親子収穫体験

サツマイモ(紅アズマ)を収穫します。

日10月13日(土)午前10時30分から(雨
天の場合は20日(土)に順延)

人市内在住の小学生以下のお子さんと
保護者25組

所新川丸池公園内の農園(新川3-17)

¥1組200円

物作業用手袋、長靴、タオル、汚れて
もよい服装(長袖、長ズボン)

申9月26日(水)(必着)までに往復はがき
で必要事項(15面参照)・参加人数と全
員の年齢を「〒181-0012上連雀8-3-10
NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」
へ(申込多数の場合は抽選)

問同協会☎46-2081

※自家用車での来場はご遠慮ください。

第4回かきしびde学び会い講座
「親だって知りたい!小学校ってど
んなところ?入学準備座談会」

日10月14日(日)午前10時30分～正午

人未就学児の保護者30人

所市民協働センター

申9月18日(火)から必要事項(15面参照)・
入学予定の学校名・聞いてみたいこと
を家庭教育支援チームかきしび☒kaki
shibumitaka@gmail.comへ(先着制)

問生涯学習課☎内線2922

くるみ幼児園 療育公開

日10月17日(水)午前9時15分～午後2時

人市内・近隣の子育て関係機関の職員

申問子ども発達支援センター☎45-11
22へ

食育講座「災害への備えーいざとい
う時の食について」

日常生活に役立て備蓄もできる食品と、
ポリ袋を使った調理方法を紹介します。
※調理の実習はありません。

日10月24日(水)午前10時～11時30分

人在勤を含む市民30人

所総合保健センター

講(株)WA・ON代表取締役の飯田和子さん

申問9月18日(火)午前9時から直接また
は電話、ファクスで必要事項(15面参照)
を健康推進課(元気創造プラザ2階)☎
内線4223・FAX46-4827へ(先着制)

養育家庭(ほっとファミリー)体験
発表会

ほっとファミリーとしての養育経験
を持つ方が、子育ての喜びや苦労など
経験談を紹介します。

日10月25日(木)午前10時から

人保育(1歳以上)10人

所三鷹市公会堂さんさん館

申当日会場へ(保育は10月15日(月)まで
にのびのびひろば☎40-5925へ〈先着制〉)

問同ひろば☎40-5925

子育て支援講座
「子育てに絵本を!」

日10月27日(土)午前10時～正午

人在学・在勤を含む16歳以上の市民25
組(1人での参加も可)、保育(1～5歳)15人
所北野ハピネスセンター

申問9月18日(火)～21日(金)午前9時～
午後5時に東多世代交流センター☎44-
2150・HPhttps://www.kouza.mita
kagenki-plaza.jp/(三鷹中央防災公園・
元気創造プラザ講座申込システム)へ(申
込多数の場合は抽選。保育は初参加者
優先。結果は9月28日(金)から通知)

子ども向けスモウルビー・プログラ
ミング無料体験講座

プログラミングツールを使い簡単な
AIプログラムを作成します。

日10月28日(日)午前10時～午後5時

人中・高生15人

所三鷹産業プラザ

申必要事項(15面参照)・学校名を(株)ま
ちづくり三鷹☒ruby@mitaka.ne.jp
へ(先着制)

問同社☎40-9669

高齢者

①体操とおしゃべり

②高齢者の生活相談会

日9月26日(水)午後2時～4時

人①65歳以上の方、②日常生活に不安
のある方、介護や認知症について聞い
てみたい方

所牟礼地区公会堂

物①飲み物

申当日会場へ

問東部地域包括支援センター☎48-8855

高齢者福祉センター敬老行事

日①演芸大会＝9月30日(日)午前10時～
午後3時、②お茶会＝10月9日(火)午前
11時～午後3時

所福祉センター

申当日会場へ(①の出演希望者は三鷹市
社会福祉協議会☎46-1108へ)

問同協議会☎46-1108

介護予防講座

「シニアのためのヨガ教室」

主三鷹市社会福祉協議会

日10月11日～11月15日の毎週木曜日
午後1時30分～2時30分

人在勤を含む55歳以上の市民20人

所福祉センター

¥1,000円(社協会員は500円)

申9月18日(火)～28日(金)(23日(祝)・24日
(休)を除く)午前9時～午後5時に身分証
明書を同協議会へ(先着制)

問同協議会☎46-1108

高齢者くらしアップ事業
「ふまねっと運動教室」

主三鷹市社会福祉協議会

日10月12・26日、11月9・30日、12月
14・28日の金曜日午前10時～11時40分

人在勤を含む55歳以上の市民20人

所福祉センター

¥1,000円(社協会員は500円)

申9月18日(火)～28日(金)(23日(祝)・24日
(休)を除く)午前9時～午後5時に身分証
明書を同協議会へ(先着制)

問同協議会☎46-1108

いきいき健康講座「脳と体のトレ
ニングに挑戦!認知症を予防しよう」

日10月17日(水)午後2時～3時30分(1時
45分から受付)

人65歳以上の市民30人

所新川中原コミュニティセンター

講フィットネスインストラクターの清
水武さん

物タオル、飲み物

申問9月18日(火)から直接または電話、
ファクスで必要事項(15面参照)を健康
推進課(元気創造プラザ2階)☎内線42
24・FAX46-4827へ(先着制)

はつらつ教室ー健康なお口でしっ
かり食事、運動も

口の機能を向上させる体操やゲーム、
食事の取り方など。

日10月29日～12月10日の毎週月曜日
午前10時～11時30分(11月19日(月)を
除く全6回)

人65歳以上の市民で全回参加できる方
25人

所総合保健センター

講ほり歯科クリニック院長の堀清貴さん、
歯科衛生士の鮎澤洋美さん、管理栄養
士の奈良理香子さん、健康運動指導士
の鈴木明子さん

申問9月18日(火)～10月11日(休)に直接
または電話、ファクスで必要事項(15
面参照)を健康推進課(元気創造プラザ
2階)☎内線4222・FAX46-4827へ(申
込多数の場合は抽選。当選者のみ10月
22日(月)までに通知)

障がいのある方

自動車等燃料費助成金の請求を
受け付けます

人助成対象者として認定済みの方
※対象者には必要書類を郵送します。

◆助成対象期間

平成30年4月1日～9月30日給油分

◆助成金額

1ℓにつき50円で、各月の使用量に
応じて助成。1カ月の上限は50ℓ(福祉
タクシー券併給の方は30ℓ)

申10月1日(月)～19日(金)(消印有効)に直
接または郵送で「〒181-8555障がい者
支援課」(市役所1階14番窓口)へ

問同課☎内線2618

身体障害者手帳をお持ちの方を
日帰り旅行にご優待します

河口湖オルゴールの森、ブドウ狩り
など。

日所10月29日(月)午前8時30分市役所
出発～午後5時30分ごろ市役所解散

人身体障害者手帳をお持ちの市民60人

¥1人4,000円(付添人も同額)

申10月11日(木)(必着)までに往復はがき
に必要事項(15面参照)・生年月日・障
がいの種類・等級と使用用具など・車
いす使用の有無・付添人の有無(歩行障
がいのある方は1人まで同行可)・有の
場合は付添人の氏名・住所・電話番号
を「〒181-0012上連雀8-3-10みたか
ボランティアセンター」へ(申込多数の
場合は昨年度落選の方を優先して抽選。
結果は10月16日(火)ごろに通知)

問同センター☎76-1271

消費者相談窓口から 320 架空請求のはがきにご注意!

相談事例1

60代の妻宛てに「法務省管轄支局訴訟通達最終告知センター」から「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というのはがきが届いたが、身に覚えがない。(70代・男性)

相談事例2

「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」から身に覚えのない「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というのはがきが届いた。訴訟取り下げ日時が2日後に迫っていたので、急いで問い合わせの電話をかけたら、名前と生年月日はがきに記載してある管理番号を聞かれ「確かに未納料金が確認された。10万円を先に支払えば弁護士を紹介する」と言われた。(60代・女性)

問消費者相談窓口☎47-9042

アドバイス

法務省に「管轄支局」という部署は存在しません。この件に関して消費者活動センターに数多くの相談が寄せられています。無作為にはがきを送り付け金銭を要求する架空請求です。特に女性宛てに送られてくるケースが多いようです。「訴訟」「財産の差し押さえ」などという言葉で消費者を不安にさせ、電話をかけさせて個人情報聞き出し、最終的には金銭をだまし取ることが目的です。決して電話をかけてはいけません。このような身に覚えのない架空請求は一切相手をせず無視しましょう。

困ったときや判断に迷うときは、すぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。